

**市川市立学校園の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画**

令和8年5月

市川市教育委員会

《本計画内の表記について》

学校園・・・市立小学校・中学校・義務教育学校・特別支援学校・幼稚園
 学校・・・市立小学校・中学校・義務教育学校・特別支援学校
 幼稚園・・・市立幼稚園
 教師・・・上記の学校園に置く教育職員

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

学校園における働き方改革については、教師が心身ともに健康を保つことができる環境を整え、子供たちによりよい教育を行うため、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

(2) 本市の現状

学校においては、「市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校管理規則」（昭和39年教育委員会規則第1号。以下「学校管理規則」という。）について令和6年3月に一部改正し、教師の業務量の管理、在校等時間の縮減に取り組んできた。

また、幼稚園については、「市川市立幼稚園管理規則」（平成15年教育委員会規則第6号）第6条の規定により「学校管理規則」の例によるとされている。

【時間外在校等時間】

○教員等（幼稚園：教頭含む）

<教員等>	月平均 (市川市)	月平均 (千葉県)	月45時間を上回る割合	実施日
幼稚園	4時間 6分	—	0%	R7平均
小学校	35時間 33分	39時間 20分	32%	R6.11
中学校	41時間 51分	51時間 38分	41%	R6.11
義務教育学校	47時間 00分	—	63%	R6.11
特別支援学校	27時間 27分	23時間 53分	9%	R6.11

○教頭

<教頭>	月平均（市川市）	月平均（千葉県）	実施日
小学校	6 1 時間 3 2 分	6 1 時間 5 2 分	R6.11
中学校	5 5 時間 3 2 分	5 8 時間 3 2 分	R6.11
義務教育学校	5 6 時間 4 5 分	—	R6.11
特別支援学校	6 8 時間 3 9 分	5 7 時間 0 7 分	R6.11

2 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

（1）時間外在校等時間に関する目標

- ・令和 1 1 年度までに学校の教師一人当たりの「一箇月時間外在校等時間」（「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」（令和 7 年法律第 6 8 号）附則第 3 条において規定）を平均 3 0 時間程度に削減する。
- ・学校は、令和 6 年 1 1 月実施の各学校の 4 5 時間を上回る割合の数値を下回るようにする。
- ・幼稚園における教師一人当たりの「一箇月時間外在校等時間」は、現状で月平均 4 時間 6 分となっているため、本計画期間中においても引き続き、この良好な状況を維持することを目標とする。

（2）ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・教師が、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できる学校園の現場を目指す。
- ・学校の令和 7 年度のストレスチェックにおける高ストレス者の割合が 1 1. 8 %であった。毎年、前年の高ストレス者の割合の数値を超えないようにし、令和 1 1 年度の割合を 5 %未満まで減少させる。
- ・幼稚園の令和 7 年度のストレスチェックにおける高ストレス者率の割合が 0 %であった。引き続き、高ストレス者率 3 %未満を維持する。

3 計画の期間

令和8年度～令和11年度（4年間）

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

《学校園以外が担うべき業務》

① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

- ・地域学校協働活動推進員等を通して、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

② 放課後から夜間における校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

- ・放課後から夜間における見回りについては、少年補導員が行っている見回りに委ねることとし、学校園における自主的な見回りは原則行わないこととする。

③ 学校園の徴収金の徴収・管理

- ・教材費等の学校園の徴収金については、対象範囲や徴収手続き、回数等を精査する。学校については教育委員会にて徴収金の公会計化を目指す。

④ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等

- ・地域学校協働活動推進員が地域と学校園をつなぐコーディネーターとして、学校園と地域住民、企業などを結び、学校園を支援するボランティアの募集や地域活動の企画・調整・情報共有を行い、地域全体で子どもの成長を支える。

⑤ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

- ・学校については教育委員会にコールセンターの設置を目指す。また、教育委員会が窓口となり、弁護士等の専門家を活用できる環境を整える。

《教師以外が積極的に参画すべき業務》

⑥ 学校に対する調査・統計等への回答

- ・学校に対して不要な調査を行っていないか、調査内容が教育委員会内の複数の課で重複していないか、回答方法を簡略化できないか、教育委員会内の連携を強化する。

⑦ 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理

- ・学校のウェブサイトの管理に関しては教育委員会にて行う。

⑧ 学校のICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

- ・学校については効果的な校務支援システムの導入を目指す。

⑨ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理

- ・学校においては学校運営支援事業等を活用し、プール清掃や施設等の維持・管理を行う。市川市学校環境基本計画では学校の建替えや大規模な修繕が必要になったタイミングで、学校近隣の民間スイミング施設等を利用する。近隣に民間スイミング施設が無い場合は、拠点化プールの設置について検討する。

⑩ 校舎の開錠・施錠

- ・学校においては民間委託も含め、今後検討していく。

⑪ 児童生徒の休み時間における安全への配慮

- ・学校においては地域学校協働活動推進員等を通して、保護者・地域住民による支援を要請する。

⑫ 校内清掃

- ・学校においては地域学校協働活動推進員等を通して、保護者・地域住民による支援を要請する。

⑬ 部活動

- ・令和10年度までに、全ての休日の部活動を地域展開できるよう目指す。平日の地域展開については、土日の地域展開が完了した段階で、成果と課題を分析し、平日の地域展開に関する方針を策定していく。

《教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務》

⑭ 給食の時間における対応

- ・学校においては地域学校協働活動推進員等を通して、保護者・地域住民による支援を要請する。

⑮ 授業準備

- ・すべての学校に配置される千葉県スクールサポートスタッフ（以下：県3S）のが、理科の実験準備や片付け、各教科の準備やサポートができる体制にする。

⑯ 学校の学習評価や成績処理

- ・県3Sが点検や入力等のサポートが務める校内体制にする。
- ・自動採点ソフト、校務支援システムの機能を最大限活用し、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

⑰ 学校園の行事の準備・運営

- ・地域学校協働活動推進員等を通して、保護者・地域住民による支援を要請する。

⑱ 学校の進路指導の準備

- ・学校においては、県3Sが情報収集や進学先から届く資料の仕分けなど事務処理等を行い進路指導主事の業務をサポートする。

⑲ 支援が必要な園児・児童生徒・家庭への対応

- ・学校においてはライフカウンセラー、スクールカウンセラーが生徒指導関係の校内会議に参加し、専門的な知見を活用しつつ、家庭と学校が連携して児童生徒を支援する体制を構築する。
- ・幼稚園においては幼児教育相談員が幼稚園を巡回し、教師への保育に関する指導や助言、保護者に対して、子どもの発達への不安解消や子どもへの理解を深めるためのアドバイスを行う。

(2) 学校園における措置の推進

教師が担う業務の適正化を図るため、以下の措置を推進する。

- 当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等を見直す。清掃の時間や週あたりの回数等、日課表を見直し放課後の時間を確保する。
- 校務支援システム、タブレット等の活用により、事務処理を効率化する。全職員が活用できるように共有する。
- 各校の課題や実態に合わせ、学校運営支援事業費を活用し教育活動の質を高める。
- 幼稚園については、上述の内容を参考に業務の適正化に努める。

(3) 教師の健康及び福祉の確保に関する取組

教師の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- 「一箇月時間外在校等時間」が80時間を超えた教師には、必要に応じて医師による面接指導を実施する。
- 教師の休憩時間を確保する。会議や打合せ等は教師の休憩時間外で設定する。校園内に教師の休憩場所を設ける。
- 学校園のストレスチェックの実施率を100%にする。実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
(学校の令和7年度実施率：78.7%)
(幼稚園の令和7年度実施率：95.1%)
- 年次休暇を連続して取得できるよう、長期休業中の閉庁日数を増やせるように調整する。
- 年次休暇を取得しやすい雰囲気づくりを心掛ける。学校園や学年単位で計画的に年次休暇を取得する体制を目指す。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- 学校園における時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している勤怠管理システムで把握する。
- 学校園における心身の健康については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- 取組と教師の在校等時間の状況をHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告する。
- 教育委員会、こども家庭部において、学校園の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、学校園に聞き取り・指導等を実施する。
特に、時間外在校等時間が長時間となっている教師がいる学校園や業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校園に対しては、年途中の速やかな改善を目指し、支援・指導を実施する。
- 働き方改革の取組が進むよう、学校園へ本計画の周知を行うとともに、各学校園の取組をすべての学校園に発信するなど支援を強化する。
- 各学校園においては、校長・園長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、自校園の本計画を学校運営協議会の承認を得て、協議等も踏まえつつ、本計画に基づき教師の働き方改革に向けた取組を実施する。